

◆一時預かり・病児保育・ファミリー・サポート・センター等を利用する人

利用の無償化について



「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。（施設等利用給付認定）

施設に通園はしていないが、保育の必要性があるお子さんや入園申し込みはしているが、入園を待っているお子さんが保育等を受けた場合の利用料が無償化となります。（保護者が育休中の場合は対象外です。）

◆保育の必要な3～5歳児クラスのお子さんの預かり保育の利用料が、月額37,000円まで無償化

◆0～2歳児クラスのお子さんは市民税非課税世帯が、月額42,000円まで無償化

・通園送迎費、給食費（主食費、副食費）、行事費などは無償化対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

・ファミリー・サポート・センターの送迎のみの利用は無償化対象外です。



「保育の必要性」の認定について

◆無償化の対象として保育等の利用を希望する場合は、就労など「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

◆保育の必要性とは、保護者が就労、妊娠・出産、親族の介護などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。（保育園の入所に必要な要件と同じです。）

・「施設等利用給付認定申請書」と共に在職証明書など必要書類の添付が必要です。

・認定事由に該当する場合は、事前に「施設等利用給付認定申請書」をこども保育課に提出してください。

・通園送迎費、給食費（主食費、副食費）、行事費などは無償化対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

◆保育園（所）や認定こども園（保育利用）の入園申し込みをされ、入所不承諾となった場合、入所不承諾通知送付時点で無償化の対象者と認定できる場合は、新たな申請は必要ありません。

・「入所不承諾通知」に同封し「施設等利用給付認定通知書」を送付します。

◆「入所不承諾通知」の送付時には無償化の対象とならなかった方が、後日対象となった場合は申請が必要です。

利用料の請求について



◆利用料は、従来どおり園等へお支払いください。（園等から発行される「領収書」と「提供証明書」は申請に必要ですので、大切に保管してください）

◆請求は月ごとにまとめ請求書（領収書と提供証明書の添付が必要）を作成後、こども保育課へ提出してください。

◆給付金支払予定（支払いは3ヶ月ごとに行います。利用した翌月から2年以内であれば請求できます。）

利用期間	請求書提出月	振込予定日
3・4・5月分	6月	8月15日
6・7・8月分	9月	11月15日
9・10・11月分	12月	2月15日
12・1・2月分	3月	5月15日

※振込予定日が、土日祝日の場合はその前日となります。

